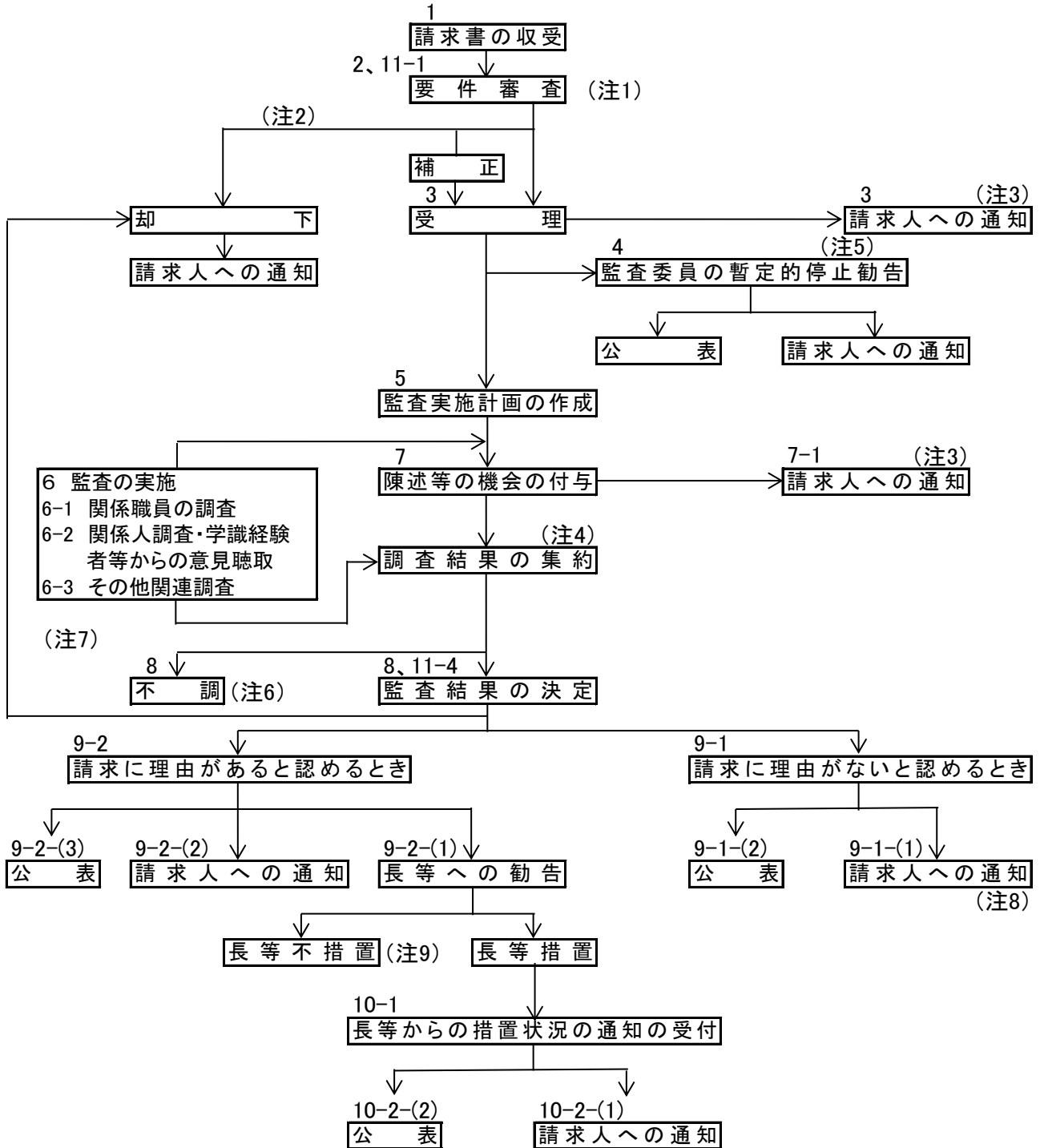


住民監査請求監査の事務処理手続（監査委員が監査する場合）



注1 特に通常の監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を請求人が求めてきた場合には、その理由が付されているか確認する。

2 受理前の却下：形式的要件の明白な欠如により補正を要求しても応じない場合等には、監査委員の合議による決定に基づいて却下するものである。

3 法文上通知する規定はないが、請求人へ通知するのが望ましい。

4 請求人は、監査委員の監査終了前においては、請求を撤回できる(昭和24年12. 28行政実例)。

5 停止勧告は、①地方公共団体における財務行為が違法であると思料するに足る相当な理由があり、②当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害する恐れがないと認めるときは、監査委員は長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して勧告等の手続きが終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる(法第242条第3項)

6 監査委員の合議が不調の場合、法文上通知すべき規定はないが、その旨通知することが望ましい。

7 受理後の却下は、監査の結果としての「却下」であり、受理後の実質審査によって要件が欠けていることが判明した場合のものである。なお、実質審査の過程においても要件が欠けていることを発見したときは補正を命じ、応じなければ「却下」とする場合を含む。

8 請求人は、監査の結果若しくは勧告に不服がある場合等は、住民訴訟を提起することができる(法第242条の2)

9 長等不措置の場合、法文上督促する規定はないが、督促することが望ましい。

10 監査委員が長からあらかじめ意見を求められるのは、外部監査契約の締結及び解除の際である。この場合の意見は、いずれも監査委員の合議による。